

「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域  
研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社  
会」、同プログラム研究開発プロジェクト事後評価

評価報告書

平成24年8月28日

独立行政法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター  
「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」評価委員会

# 目 次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 評価の目的	3
1-3. 評価委員	3
1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要	3
1-5. 評価方法	9
2. 研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」平成20年度採択研究開発プロジェクト事後評価	10
2-1. 研究開発プロジェクト「環境共生型地域経済連携の設計・計画手法の開発」 研究代表者：黒田 昌裕（東北公益文科大学 学長（～H24.3）／科学技術振興機構研究開発戦略センター 上席フェロー）	10
2-2. 研究開発プロジェクト「滋賀をモデルとする自然共生社会の将来像とその実現手法」 研究代表者：内藤 正明（滋賀県琵琶湖環境科学研究センター センター長）	15
【参考資料】	
参考1：検討経緯	20
参考2：社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法に関する達	21

# 1. 評価の概要

社会技術研究開発センター評価委員会は、科学技術振興機構の「社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達」に基づき、「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域、同領域研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」、及び同プログラム平成20年度採択研究開発プロジェクトの事後評価を実施した。

## 1-1. 評価対象

「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域（領域総括：堀尾正靱／龍谷大学政策学部 教授／東京農工大学 名誉教授）の研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」において平成20年度に採択された研究開発プロジェクト2課題（別表）を評価の対象とした。

（別表）

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職
I	環境共生型地域経済連携の設計・計画手法の開発	黒田 昌裕	東北公益文科大学 学長（～H24.3）／科学技術振興機構 研究開発戦略センター 上席フェロー／慶應義塾大学名誉教授
	滋賀をモデルとする自然共生社会の将来像とその実現手法	内藤 正明	滋賀県琵琶湖環境科学研究所 センター長

※ 所属・役職は平成24年3月時点

（\*） カテゴリー I：数百万円／年

問題解決のために必要な調査研究等を行い、新たな手法・選択肢の提示、政策提言等をアウトプットするもの

（\*） カテゴリー II：1～3千万円程度／年

問題解決のための分野横断的計画・実践手法の開発とその科学的実証（期間中にPDCA サイクル\*を最低一回まわす）を目指すもの。【\*PDCA サイクル：P（計画）、D（実行）、C（評価・分析）、A（改善）からなる一連のサイクルのこと。】

## 1-2. 評価の目的

研究開発プロジェクトの事後評価は、研究開発プロジェクト毎に、研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善を資することを目的とする。

## 1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」評価委員会が実施した。評価委員会の構成員は以下の通りである。

### 「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」評価委員会委員

役職	氏名	現職
委員長	西岡 秀三	公益財団法人地球環境戦略研究機関 IGES 研究顧問
委員	足立 直樹	(株) レスポンスアビリティ 代表取締役
委員	枝廣 淳子	(有) イーズ 代表
委員	大澤 啓志	日本大学 生物資源科学部 植物資源科学科 准教授
委員	柏木 孝夫	東京工業大学 ソリューション研究機構 先進エネルギー国際研究センター長/特命教授
委員	加藤 博和	名古屋大学大学院 環境学研究科 准教授
委員	小林 紀之	日本大学大学院 法務研究科 客員教授
委員	山川 充夫	福島大学学長特別補佐(うつくしまふくしま未来支援センター長)/人文社会学群経済経営学類 教授

## 1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要

「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域は、平成20年度より開始され、平成25年度終了予定である。研究開発領域の規模は、6年間で20億円程度を想定している。本研究開発領域は一つのプログラムしか持たない。従って、研究開発領域と研究開発プログラムの目標及び概要は同一である。

### 1-4-1. 研究開発領域・研究開発プログラムの目標

- (1) 地域に根ざした脱温暖化・環境共生に関わる研究開発を、持続可能な社会システム実現のための、横断的で総合的な、新たな発想に基づく取組みとして構想し、地域の現場においてその科学的実証を試みる。さらに、それらが国内外で有効に活用さ

れるよう、一般化、体系化を目指す。

- (2) 「活力ある地域作りを、脱温暖化・環境共生の視点から再定義して進めること」の重要性が認知され、定着することを目指して、既存の取組みや施策、行政システム、制度等を科学的に整理・分析し、新しい脱温暖化のための地域システムづくりの道すじを見出すための分野横断的な計画・実践手法、新しい価値の評価手法、及びそれらの普及方法を開発する。

なお、目標達成に向けては、以下の重要性を考慮する。

- ・地域社会を分野横断的・総合的かつ内発的な視点から、持続性のある技術－社会システムに発展させる豊かな問題把握
- ・産学官市民や、自然科学系研究者と人文社会科学研究者との適切な連携
- ・持続的・自律的な地域社会の主体となる人材の形成のための方法論の構築と実践
- ・地域住民やステークホルダーが地域の持続的な未来像を構築し、共有するための多様な「場」の形成

#### 1-4-2. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要

地球温暖化と大規模な気候変動の危機の解決は、2050年までに世界の温室効果ガス(GHG)排出量を半減させるという、大きな課題を我々に課している。わが国も先進国の一員として、自国からの排出を80%程度削減するという、未曾有の挑戦を行なおうとしている。このような挑戦はすでに先進国から始められており、それなしには、現代世界のなかで、有利な政治的・経済的状况を実現することはできない。GHGの大幅削減は自国の生存のための課題としてもきわめて重要であると言ってよい。温暖化と気候変動の問題は、多様な環境問題の中でも、最も重要な課題の1つとなっている。

しかし、従来(2007年以前の我が国の)脱温暖化に向けた取り組みでは、目標の実現を明確にしていないものが多く、観測や分析、新エネルギー等の先端的な技術の開発を進めることに重きが置かれてきた。また、温暖化対策に対して効果のある適正な技術を私たちの生活の中に生かしていく方法や、潤沢な石油の供給に頼って展開されてきた現代社会の諸様式を根本から見直そうとする試みはあまり実施されてこなかった。これからは、持続可能社会の実現に有効な適切な技術の展開と、人々のライフスタイルの変革とをリンクさせながら、国民的規模で新しい技術－社会システムに移行させていくための道すじを開発することが必要である。

本領域では、現代の環境関連課題やとりわけ温暖化対策を、新技術の開発や導入のレベルでとらえるのではなく、産業革命以来の近代化の流れの中の、とくにこの50-60年間の、大きな社会変化の中でとらえ、中山間地の過疎化、2008年の金融危機の後の雇用危機、燃料価格高騰により地域経済が被った被害等の問題にリンクさせ、新しいライフスタイル、人々の協働のネットワーク、法制度・政府の諸規則・税制等の開発を含む、グリーンイノベーションと分権化に向けた社会的なアクションとしてとらえる。そのうえで、これらの問題の解決方法を、「現場目線」と「適正技術」の視点から検討し、エネルギー自給能力のある地域づくりに向けて、その担い手づくりを含めた総合的な取り組みを創出することを、

重要な課題として掲げる。

同様に、これまで、保護・再生という観点からとらえられる傾向が強かった自然の問題も、人間との共存の問題としてとらえ直し、手入れの行き届いた森林や湿原の炭素貯蔵庫としての機能の維持拡張といった視点を加味して評価したり、木材利用の促進に基づく経済的裏付けのあるバイオマス利用や炭素の社会的ストックを正當に評価したり、過疎地域を「住みたくなる地域」とすることによって都市から地方に人々が移り住むことがもつ脱温暖化効果にも視点を当て、「石油漬けの近代化」からの脱却と連結していくといった、社会技術的アプローチを促進する。

### 1-4-3. 研究開発領域・研究開発プログラムの必要性

昨今の経済状況の悪化を受け、環境と経済の両立は、現在我が国の政策上もっとも重要な課題の一つとなっている。現政権の「新成長戦略」では、グリーンイノベーションによる環境・エネルギー大国戦略が基本方針の一つとして掲げられているが、そこでは、気候変動の問題はもはや要素技術で対応できる範囲を超えており、新たな制度設計や制度の変更、新たな規制・規制緩和等の総合的な政策パッケージにより、低炭素社会づくりを推進するとともに、環境技術・製品の急速な普及拡大を後押しすることが不可欠である、という認識が示されている。

現在我々が直面している環境や経済の問題は、現在の技術体系の部分的な問題ではなく、まさにこの数百年にわたる「近代化」と、この50年間に石油依存型の大量生産・大量消費社会が世界的に急展開したことがもたらした、現代文明社会の本質にかかわる問題であり、現在と未来のすべての人々の生活にかかわる問題である。気候変動問題の解決に本格的に取り組もうとするとき、従来の化石由来エネルギー中心のエネルギー供給システムと多消費型生活様式の大幅な変革はもはや避けられないだろう。この脱温暖化への取り組みを本格的なものしていくためには、全国の地域における活発な取り組みが不可欠である。幸いにして、脱石油は、多くの場合、コスト削減と矛盾するものではないので、地域を形作る様々な要素（たとえば、資源循環、生態系・生物多様性保全、伝統文化の継承をも含めた総合的な活力のある地域づくり）を、温暖化対策の一環として再定義し、温暖化対策という定量的指標と結合させて進めることも、有効なはずである。さらに、それぞれの地域の風土に合わせた取り組みを促すという意味で、地方分権の推進とのリンクも重要な要素となる。

このような社会システムの変革を伴う壮大な課題に対しては、従来型の、観測・分析・先端要素技術の開発等に重きが置かれた環境保全、温暖化対策のための研究や、環境倫理の鼓吹を中心とした環境活動や環境教育だけでは対応しきれないはずである。科学技術と社会システムのそれぞれを脱温暖化型に変革しながら、活力のある分権型の地域から成る持続的な社会をつくる、ということが現代的な課題の定義と考えられる。このような課題設定を重視し、脱温暖化の研究開発の在り方自体を、技術-社会システムの変革の重要性が広く認識されつつある時代に見合った、より柔軟なものに再編していく必要がある。地域における技術や社会システム要素（行政システムや法制度）を変革し、持続的な技術-社会複合システムを創出する研究開発を、それぞれの地域固有の条件に合わせて進めるといった実践的な研究開発がいま求められている。

このような研究開発を行っていくためには、地域という現場における産学官市民と人文社会科学及び自然科学双方の連携に立脚した研究開発を実施することが、きわめて重要である。科学技術と社会の関係を見直しながら、新たな社会的・公共的価値の創出を目指す社会技術研究開発センターにとって、上記のような性格を有する研究開発課題は極めて重要なものの一つとして位置づけられる。

なお、平成20年度から平成22年度までに採択した課題は、以下の通りである。企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間行う調査である。

#### <平成20年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
I	エコポイント制度を利用したエコサービスビジネスモデルの検証	亀山 秀雄	東京農工大学専門職大学院 技術経営研究科 教授	2年間 ※2
	環境共生型地域経済連携の設計・計画手法の開発	黒田 昌裕	東北公益文科大学 学長(～H24.3)/科学技術振興機構 研究開発戦略センター 上席フェロー/慶應義塾大学名誉教授	3.5年間
	地域共同管理空間(ローカル・コモンズ)の包括的再生の技術開発とその理論化	桑子 敏雄	東京工業大学大学院 社会理工学研究科 教授	5年間 ※1
	滋賀をモデルとする自然共生社会の将来像とその実現手法	内藤 正明	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター センター長	3.5年間
II	小水力を核とした脱温暖化の地域社会形成	駒宮 博男	特定非営利活動法人地域再生機構 理事長	5年間 ※1
	地域力による脱温暖化と未来の街-桐生の構築	宝田 恭之	群馬大学大学院 工学研究科 教授	5年間 ※1
	名古屋発!低炭素型買い物・販売・生産システムの実現	永田 潤子 ※3	大阪市立大学大学院創造都市研究科 准教授	5年間 ※1
	中山間地域に人々が集う脱温暖化の『郷(さと)』づくり	藤山 浩	島根県中山間地域研究センター 研究企画監	5年間 ※1
	東北の風土に根ざした地域分散型エネルギー社会の実現	両角 和夫	東北大学大学院 農学研究科 教授	1.5年間 ※2

※1 平成22年度において中間評価を実施

※2 平成22年度において事後評価を実施

※3 平成20年10月～平成23年3月まで、千頭聡(日本福祉大学 国際福祉開発学部 教授)が研究代表者  
平成23年4月より、永田潤子(大阪市立大学大学院創造都市研究科 准教授)が研究代表者に就任

<平成20年度採択研究開発プロジェクト企画調査>

研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
都市・農村の広域連携による低炭素生活圏モデルの構築	小出 浩平	株式会社ソシオエンジン・アソシエイツ 執行役員	6ヶ月間
CO <sub>2</sub> Free やまなしの実現と課題研究	鈴木 嘉彦	山梨大学大学院 医学工学総合研究部 教授	6ヶ月間

<平成21年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
I	地域間連携による地域エネルギーと地域ファイナンスの統合的活用政策及びその事業化研究	船橋 晴俊 ※4	法政大学 社会学部 教授/ 法政大学サステナビリティ研究教育機構 機構長	3年間
II	快適な天然素材住宅の生活と脱温暖化を「森と街」の直接連携で実現する	田中 優 ※5	一般社団法人天然住宅 共同代表	4年間

※4 平成21年10月～平成24年6月まで、飯田哲也(特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所 所長)が研究代表者

平成24年6月より、船橋晴俊(法政大学社会学部 教授/法政大学サステナビリティ研究教育機構 機構長)が研究代表者に就任

※5 平成21年10月～平成22年5月まで、外岡豊(埼玉大学経済学部 教授)が研究代表者  
平成22年6月より、田中優(一般社団法人天然住宅 共同代表)が研究代表者へ就任

<平成21年度採択研究開発プロジェクト企画調査>

研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
宮古島での地域協働型環境モデル都市実現に向けての課題調査	酒井 一人	琉球大学 農学部 教授	6ヶ月間
10歳までの脱温暖化学習プログラムと親子の脱温暖化学習プログラムの素案づくり	佐和 隆光	立命館大学 政策科学研究科 教授	6ヶ月間
バイオマス資源を活用したエネルギー自立型社会の構築を目指して(離島モデル)	田島 順逸	北海道利尻町 町長	6ヶ月間
「森とともに生きる山武」森林共生型社会システム構築に関する調査	中込 秀樹	千葉大学大学院 工学研究科 教授	6ヶ月間
文教活動をしてこにした文の京の脱温暖化可能性調査	花木 啓祐	東京大学大学院 工学系研究科 教授	6ヶ月間
エネルギー自立集落を核としたバリオリジョン形成シナリオの構築	三浦 秀一	東北芸術工科大学 建築・環境デザイン学科 准教授	6ヶ月間
「自転車都市・京都」実現へのプロセスイメージの具体化	山田 章博	有限会社市民空間きょうと 取締役/代表	6ヶ月間



＜平成22年度採択研究開発プロジェクト＞

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
I	環境に優しい移動手段による持続可能な中山間地域活性化	大日方 聡夫	特定非営利活動法人まめつてえ鬼無里 理事長	3年間
	都市部と連携した地域に根ざしたエコサービスビジネスモデルの調査研究	亀山 秀雄	東京農工大学専門職大学院 技術経営研究科 研究科長／教授	2年間
	環境モデル都市における既存市街地の低炭素化モデル研究	宮崎 昭 ※6	九州国際大学経済学部 教授／大学院企業政策研究科長	3年間
II	I/U ターンの促進と産業創生のための地域の全員参加による仕組みの開発	島谷 幸宏	九州大学大学院 工学研究院 教授	3年間
	Bスタイル：地域資源で循環型生活をする定住社会づくり	田内 裕之	独立行政法人森林総合研究所四国支所 産学官連携推進調整監	3年間
	地域再生型環境エネルギーシステム実装のための広域公共人材育成・活用システムの形成	白石 克孝 ※7	龍谷大学 法学部 教授	3年間
	主体的行動の誘発による文の京の脱温暖化	花木 啓祐	東京大学大学院 工学系研究科 教授	3年間

※6 平成22年10月～平成23年3月まで、湯浅塾道（九州国際大学法学部 副学長／教授）が研究代表者  
平成23年4月より、宮崎昭（九州国際大学経済学部 教授／大学院企業政策研究科長）が研究代表者に就任

※7 平成22年10月～平成24年3月まで、富野暉一郎（龍谷大学法学部 教授）が研究代表者  
平成24年4月より、白石克孝（龍谷大学法学部 教授）が研究代表者に就任

\*カテゴリーについて

- I：問題解決のために必要な調査研究等を行い、新たな手法・選択肢の提示、政策提言等をアウトプットするもの
- II：問題解決のための分野横断的計画・実践手法の開発とその科学的実証（期間中にPDCAサイクル\*を最低一回まわす）を目指すもの【\*PDCAサイクル：P（計画）、D（実行）、C（評価・分析）、A（改善）からなる一連のサイクルのこと。】

## 1-5. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的な方法として、「ピアレビュー」と「アカウンタビリティーの評価」の両面から評価を実施することとしている。今回の事後評価では、評価委員会は、平成20年度採択の研究開発プロジェクトについて「ピアレビュー」、すなわち当該領域に関わる専門家としての専門的観点からの評価及び「アカウンタビリティーの評価」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関して評価を実施した。

「ピアレビュー」の観点の評価においては、目標達成、学術的・技術的貢献、社会的貢献、副次的貢献、成果の社会での活用・展開、費用対効果比、実施体制と管理運営を評価項目とした。「アカウンタビリティーの評価」においては、研究開発プロジェクト全体として得られた成果の、政策・行政等への反映、目標とした社会問題の解決への活用状況、及びそれらの見通し、新たな研究展開の見通しを得ることへの貢献、投入された資源（資金、人）に対する成果の妥当性を評価項目とした。

評価にあたっては、本評価のために研究実施者が作成した「研究開発実施成果報告書（非公開）」、「研究開発実施終了報告書（公開）」、研究代表者によるプレゼンテーション及び意見交換を基に行った。

## 2. 研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」平成20年度採択研究開発プロジェクト事後評価

### 2-1. 研究開発プロジェクト「環境共生型地域経済連携の設計・計画手法の開発」

研究代表者：黒田 昌裕（東北公益文科大学 学長 ※／  
科学技術振興機構研究開発戦略センター 上席フェロー／  
慶應義塾大学名誉教授）

※所属・役職は平成24年3月時点

#### 2-1-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、一定の成果が得られたと評価する。

本研究開発プロジェクトが目標とした、「脱温暖化の環境保全と地域経済の両立を図るための Evidence-based Policy の構築に向けての手法を開発する」ことについて、「地域間産業連関表」の作成は経済分析・エネルギー分析に有効であり、「環境共生」という多面性のある対象に対し、研究開発の対象地域を山形県に限定しているとはいえ、新しく汎用的にも適用可能性が高い手法を開発しており、一定の成果が得られたと評価する。

しかし、地域研究については十分な成果を得たとは言い難く、「地域間産業連関表」を適用して低炭素化の成果を地域経済の面から分析するには至らなかった。それは、「地域間産業連関表」の作成に研究開発の重点が置かれたため、データの整備に時間がかかり事業アイデアに適応してその効果を検証する時間がなかったこと、適用対象となる低炭素地域事業アイデアを十分に練るに至らなかったことに起因している。手法の開発の対象地域とした山形県の4地域における産業の効率的な地域分担などの検証も十分ではなかった。

研究開発領域の目的の一つは、地域社会の低炭素化度を計ることである。社会の変化度合いを低炭素化の面から定量的に計測し、それを用いて社会変容状況とそのインパクトを明示する手法の開発はきわめて重要である。また、地域の低炭素化の仕組みを提案するとともに、開発した手法でその効果をさまざまな観点から評価し、手法の有効性を実証することが必要である。今後、省エネ・低炭素化が需要のレベルから進められるとき、こうした地域の状況を確実に捉える手法の開発が領域としても有効な武器になり得るのではないか。この研究開発成果を「見えやすい評価指標」として、地域における経済と環境の両立を視野に入れた政策を立案し、他地域の合意形成にどのように活かすかについては今後の課題である。

2011年の東日本大震災は社会情勢の大変化であったが、この研究期間では現状の記述を取り入れるに留まり、その変化を取り入れた分析には至らなかった。しかし、こうした基

礎的な手法を確立することが出来て初めて、変化を取り入れた解析が出来る。本件は今後の課題として残されている。

## 2-1-2. 項目別評価

### 2-1-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、領域目標に対し適切・妥当であると評価する。

本プロジェクトは、経済・産業指標の「見えやすい低炭素化社会システム」の構築という目標を掲げ、これに応えるために素データにまで遡って「山形県地域間産業連関表」を作成し、さらにこれを利用して「エネルギーおよびCO<sub>2</sub>排出分析」を行っている。本研究開発領域のミッション設計においては「共通の定量評価軸：『CO<sub>2</sub>削減』』という定量化の課題が掲げられている。地域社会の変化度合いを低炭素化の面から定量的に計測し、確度の高いデータに基づき、バリューチェーンまで加味した社会変容状況とそのインパクトを評価する手法の構築は、国土を充実させる観点からも極めて重要であり、その面で地域社会システムデザインを Evidence-based で行うアプローチは適切であった。「地域間産業連関表」の作成にあたっては、既存統計の個票データの利用や接合が不可欠であり、流通特別調査のために大学と国・県・市町村の理解を得て、連携協力体制を構築できたことは高く評価できる。

産業連関表をベースとした評価手法を構築するというプロジェクトの目標は当初より明確に設定されていた。地域での産業連関表の作成と、それと表裏一体となるエネルギー利用に関する計測といった構想は、実際の計測には手間がかかり、データをそろえることの価値は大きい。地域間の交流効果を含めた構想は、地域間連携の意味を探るユニークなものである。しかし、産業連関表の地域での活用方法やその効果の有効性のイメージが最初から描かれておらず、エネルギーデータとの連成も十分ではなかった。地域間産業連関表作成の作業と再生可能エネルギーのポテンシャル把握と「低炭素指向循環型地域農業システム」の開発については、それぞれは一定のまとまりを持って提案されているものの、それぞれがどのような関連性をもつかが明確ではない。特に、実証型サブテーマの事例として報告された「飼料用米プロジェクト」については、シナリオ分析を行って改善の提案をした後の変化についての報告はなされていない。「脱温暖化の森づくり・山形モデルの構築」も技術的・発想的な新規性はなく、「資源リサイクル・海洋ごみ対策・廃棄物管理における低炭素社会システム検討」も、タイトルに対して内容が伴ったものとは言えない。

産業連関表だけでは「見える化」として十分ではなく、それを「各主体の参加」につなげるための仕組みや場づくりについて、「カテゴリーI」であるとはいえ、プロジェクトと領域とが当初から計画の妥当性を検討しながら、より効果的に取り組まれるべきであった。

### 2-1-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、当初想定していた社会問題の解決に部分的に貢献したと評価する。

本研究開発内容は、地域間産業連関分析データの確立という理論・手法開発部分と、各地での低炭素社会構築の取り組み研究があり、両者が結合されて手法の有効性と低炭素社

会構築の効果測定が出来るものであった。「経済と環境に関わる統計指標」の開発は明快で、地域間産業連関分析データの確立は進んだが、結果としては、地域研究は地域の現状分析に留まっており、また個々の研究のオリジナリティは高くない。

海洋ごみプロジェクトなどの地域プロジェクト研究は記述に終わっており、地域の低炭素化に向けた定量的計測評価や地域おこしの提案にまでには至っていない。「社会技術イノベーションの推進方策の雛形」、つまり研究開発のタイトルにある「設計・計画手法の開発」は具体的アイデアが示されていないが、これが本研究開発領域にとって重要であり、順応的に展開すべきだったのではないかと考えられる。循環型農業への二酸化炭素推計利用、森林への二酸化炭素蓄積の分析などは評価できる。

本研究開発は、現状では地域社会問題の解決を十分に達成したとは言いがたいが、方向性を明確にできたため、今後に期待したい。「見えやすい評価指標」としての地域間産業連関表活用による環境指標の算出が、経済と環境の両立を目ざす方策の立案に共通意識として見える化できているかが課題であり、また、地方への波及の為のマニュアル化も課題と考えられる。

アウトリーチ活動は積極的に行っているが、ワークショップなど内部的なものが多い。参加した研究者や専門家には理解を得たと思われるが、農林業従事者や地域住民からの理解を得られたかは疑問である。産業連関表を学術界にとどめるのではなく、行政との橋渡しを含む手掛かりとして、外部の集會に広く成果を発表し利用してもらうためのアウトリーチについての検討があってもよかった。

地域の特性をとらえたデータベースの構築のモデルを示したことは評価できるが、県がこの手法を産業連関表作表に活かし、経済と環境の両立する政策の立案に応用できるか、また、この成果が経済と環境の両立の重要性を地域住民が自覚するための材料となるか、地域ビジョン作りに役立つかも課題と考えられる。

一般的には、産業連関表によって環境政策の分析が可能であることはよく知られており、その意味で本研究の成果が活用できる可能性は十分あると推測される。今後、本成果を発展させれば、全国規模での活用は可能であり、山形県での産業連関分析、エネルギー分析の手法は、一つの雛形として使うことができると期待できる。当初より地域での活用の仕方を想定した計画のもとで産業連関表が作成されれば、有効に活用できると思われる。多くの地域でもこうした基盤データの整備が出来ることを望む。また、ツールに対して社会的シナリオ構築がほとんどなされていないため、本プロジェクト終了によりその担い手が不在になることが懸念される。社会技術研究開発の本来の目標として、産業連関表を用いた、省エネ・CO<sub>2</sub>削減のための「推進力」の創出のためベンチマーク手法の創出が必要であろう。

### 2-1-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に貢献したと評価する。

山形県の地域間産業連関分析とエネルギー分析関連のデータは、域内での政策効果評価や将来展望作成への利用が可能である。本プロジェクトで行った作業は、他の地域での分析ツールの開発の見本例となり得る。主として山間地域活性化と低炭素化を対象としてお

り、特定県を対象とした 108 部門の細分化された地域間産業連関表が、工業統計表やエネルギー消費統計の個票にまで遡ることで作成できることを明確に示し、その観点からのきめ細かな構造分析として、森林土壌への二酸化炭素蓄積推定をしたことは評価される。しかし、元々産業連関分析法は 5 年前の産業構造を記述したものであり、地域に落とすのに 3 年かけるということは、現状の分析や将来推計への適用には限界がある。また、農村地域の産業構造が国の分類下で十分に表されるかに疑問がある。

地域大学連携による文理融合による社会の課題解決を目指すことは大いに評価できる。産業連関表によるエビデンスベースの課題発見と政策オプションの立案は、領域が設定する社会問題の解決に貢献し得ると考えるが、産業連関分析の地域での合意形成の道具としての有効性や、山形県内の 4 地域間の総合影響分析、CO<sub>2</sub>削減の関係から見た産業連関表の作り方で考察に入れるとよかったのではないかと。それがどのように他地域でも活用できるかが今後の課題である。

地域間産業連関分析は、途上国でも課題発見や施策立案の手法として有効と思われるが、途上国で実施可能な方法論の開発が必要と考える。産業連関表と結びつけた森林吸収源の評価やバイオマス資源量把握は新しい発想であり評価できる。ただし、IPCC（気候変動に関する政府間パネル：Intergovernmental Panel on Climate Change）や京都議定書による森林吸収源の評価手法とも異なるので、国際的な手法と整合性のあるものとするのが望ましいのではないかと。

#### 2-1-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、部分的に適切であったと評価する。

地域大学連携による経済学、社会学、農学、林学の研究者が、共通の土俵で地域社会の問題解決策を設けるための実施体制を組んだことは適正と考える。しかし、このような研究開発を効果的に進める上で、それらを総合して取りまとめる人材が重要であるということ踏まえて推進体制を構築すべきであったのではないかと。

農・林の連携が実証テーマ I（低炭素指向循環型農業システムの開発）で十分に活かされたかどうかは疑問である。例えば、脱温暖化の森づくり・山形モデルの構築の具体的な成果が報告書には見られない。また、総括テーマ（理論的体系化）に対して、各実証型テーマ間に齟齬があり、手法研究と地域研究の交流、大学間での連携が十分になされてプロジェクト全体が協働しながら推進されたようには見受けられない。当初の概念設計と、実施できたこととの乖離が大きく、当初から、産業連関分析によって評価すべき対象のイメージをグループ員間で共有することが少なかったのではないかとと思われる。

月 1 回程度のプロジェクト会議により進捗管理がなされたものの、当初段階で産業連関表作成の実行までに時間を要し、フィードバックや共同研究のための管理運営を適切に行いながら、状況変化に適合させて効率的・効果的に研究開発を推進したかは疑問である。

低炭素化の計測は本研究開発領域の一つの課題であるが、それには一部応えられる可能性を示した。実際の低炭素化政策やプロジェクトにこの手法が十分適用されていないため、現時点での領域の活動への貢献度は限定的であるが、他のプロジェクトとの積極的な交流がなされたことは評価できる。特に、内藤プロジェクトとの今後の相乗効果に期待したい。

### **2-1-2-5. 費用対効果**

投入された資源（人材、研究開発費等）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、適切であると評価する。

本研究の中核である手法開発とその応用に関してはある程度の効果が得られている。地域社会を対象とした各テーマにおいての成果は十分とはいえないものの、地域の支援も得て費用に見合った効果が出てきているが、現時点で不十分な点を補って体制を再整備してさらに進めれば期待された効果が得られると考える。

地域の活動主体の形成等という面からの人材育成に関しては現時点では十分でないと思料され、今後の成果の活用・展開には、社会実装開発に対する地域大学、研究機関での自己研鑽と支援が課題と考えられる。

### **2-1-2-6. 特記事項**

再生可能エネルギーの期待可採量（特にバイオマス）をさらに精査し、地域間産業連関表を利用した新たな地域のエネルギー政策（経済性分析を含めた）に本研究開発の成果を活かすことが期待される。現時点では中途段階であり、体制を再整備してさらに進めれば大きな効果が得られると考えられる。この研究をベースまたは刺激として、他にも成果や変化の見える化の研究が進むことを期待する。

本研究開発の成果を実際の地域の取り組みに活用するには、地域大学連携の共同研究組織や研究機構等による継続した取り組みが必要である。また、今回の統計指標体制の方法論を一般化し、どの地域でも容易に作成できるようなマニュアル作りを支援し、資料を行政が活用できるような仕組みを作ることが必要である。領域内の各プロジェクトテーマについて産業連関表でどのような分析が出来るかについて検討できるようなタスクフォースの設置が必要であるとも考えられる。全国的にこうした地域産業連関分析が進めば、政策効果評価に有効であろう。各県で同じ手法、水準での作成を国が主導して進めることを望む。

## 2-2. 研究開発プロジェクト「滋賀をモデルとする自然共生社会の将来像とその実現手法」

研究代表者：内藤 正明（滋賀県琵琶湖環境科学研究センター センター長）

### 2-2-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、十分な成果が得られたと評価する。

本研究開発プロジェクトは、領域が意図している地域活性化と低炭素社会化を進めるための手順や方法を確立することに正面から対応し、具現化する研究開発である。地域社会に着実に根を下ろした真の実証型研究開発として、質・量ともに充実し、かつ今後の地域主体の自然共生社会形成に役立つ実践モデルを提供した点は高く評価する。

地域社会の伝統と適正技術にもとづく自然共生型地域ビジョンを住民の間で共有し、その中で低炭素化を推進すること、そのためのロードマップを提案する等の目標設定は、領域の意図を十分に反映したものである。特に、地域社会の構築自体が低炭素化の鍵であるという理念は重要で、大きな転換を迎えている世界の向かう道を地域から示す構想となっている。地域に根ざした持続可能な自然共生社会の将来の姿（ビジョン）の共有から、その実現のためのロードマップ（道筋）の提示を経て、その他の地域への技術転用可能な「マニュアル」の作成まで、地域からの発想を実践に移すための構想が明確かつ具体的に計画として設定されていた。

ただし、自然共生社会の将来像を描くための汎用性のあるツールの開発がまだ十分とは言えない。本プロジェクトの成果の一つとして提示された「地域に根ざした持続可能な社会実現のためのシナリオ作成手法マニュアル」「地域に根ざした持続可能なコミュニティを形成するための実践マニュアル」は、汎用的な方法論を提案するツールとして位置付けられているが、その目的、編集方針が不明確であり、うまく行った例の提示にとどまっておろ、汎用的に広く活用できる内容となっているとは言い難い。

地域主体の自然共生社会形成に役立つ実践モデルを示すことができたという点で、社会的貢献は大きいと評価する。学術的・技術的には、このモデルを相対化すること、つまり、実現の理由や条件を明らかにし、その具体的な方法についてまとめたマニュアルのさらなる改善・整備を行うことが求められる。本プロジェクトの「研究開発実施終了報告書」の別添「研究開発成果に基づく政策提言」に示されている内容は賛同に値する提案である。

### 2-2-2. 項目別評価

#### 2-2-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、領域目標に対し十分適切・妥当であると評価する。

地域住民やステークホルダーが地域の未来を共有する多様な「場」の形成やその手法の確立を通じて、地域活性化と低炭素社会化を進めるための手順や方法を確立するという領



域が意図している目標に正面から対応しており、地域社会の伝統と適正技術にもとづく自然共生型地域ビジョンを住民の間で共有し、その中で低炭素化を推進すること、そのためのロードマップの提案等の目標設定は、十分適切なアプローチであった。

自然共生社会のシナリオの提案（ビジョンとロードマップ作成）については、取り組み項目別に詳細に作成された。先行的な現場モデルの構築については、「ひがしおうみ環境円卓会議」が構築された。ただし、作成された「マニュアル」については、汎用的な方法論を提案するツールとして位置付けられているが、その目的、編集方針が不明確な為に、汎用的に広く活用できる内容となっていない。具体的に成果を他に転用するために必要な「コツ」や「ツボ」が明らかにされておらず、うまく行った例の提示にとどまっているのが残念である。

また、東日本大震災後の社会状況変化は、地域分散、低炭素化、エネルギー消費水準の低い社会構築という、本プロジェクトで取り上げられた目標の必要性をより強めるものであった。社会状況変化に沿って計画を変更したことは、その内容はさらに加速する必要性はあるものの、十分に変化を先取りしたものになっていると評価する。

## 2-2-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、当初想定していた社会問題の解決に十分に貢献したと評価する。

本プロジェクトでは、地域にとっての脱温暖化に向けて、脱温暖化自体を目標とするのではなく、まずは地域がその自律性や活力を高めることが「豊かさ」を実現するというプロセス、つまり「コミュニティをベースにした生活イメージの具現化」に重点を置き、その実現に向けた努力のもとで温室効果ガス排出量が削減されるという方策を展開した。プロジェクトの報告書の「研究開発成果に基づく政策提言」に集約されているように、今は真に地域住民の視点から地域経済社会構築手順を組みなおす必要があり、その目標の一つとして低炭素化が図られるべきという観点からの考え方は時宜を得ている。現時点で、少なくともその道筋を住民と一体となった行動も含めて具体的に示し、地域に問うている。滋賀県では首長の指導の下、行政的にそうした手順を進めていく可能性もあるものと思われる。道はまだ遠いが、こうした住民本位の社会構築を地域から一歩進める道筋を示した点で大きな貢献といえる。

東近江市における実践に参画し、そのプロセスをまとめた結果については、他地域へ展開する際の参考になる貴重な成果であると評価できる。ただし、本質は、「なぜそれがうまくできないのか」「どうすれば突破できるのか」を示すことにあり、それをマニュアルに盛り込めていない点で限界がある。住民との対話などでは、経済的見方とのコンフリクトがあまり報告されておらず、きれいな部分の提示に終わっているが、障壁をどう乗り越えて行ったかの事例を示すことが他の地域での参考になるものである。さらに、「小舟木エコ村（近江八幡市）」や「S集落（彦根市）」での実践の成果についても「ひがしおうみ環境円卓会議」で報告され、さらにこれを活かす取り組みがなされるとよかったのではないかと。

地域社会へのアウトリーチは内外ともに十分になされたと評価する。ビジョン作成などの諸会合が行政メンバーや大学を巻き込んだ住民参加型で進められた。また、学会誌への発表だけでなく、ケーブルテレビによる将来社会像の紹介など、地域へのPRも充実して

いた。マニュアルの作成においては、自然共生・脱温暖化地域社会づくりのノウハウをビジョンの理念とロードマップの実務の両方で全国的なものに展開しようとしたことは高く評価できる。

実証実験を行った地域においては既に効果もあり、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」や「滋賀県交通ビジョン」等の行政計画への組み込み提案や、東近江市総合計画、京セラ株式会社の環境マネジメントなど、実際に行動へと進みつつあり、社会に影響を与え、効果・効用をもたらしている。研究プロセスの中で、結果の行政や住民への浸透を念頭に成果の普及もさまざまになされており、条件や住民意向が整えば他への普及は可能であろう。ここでの成果がモデルとなり、草の根的に政治や行政の場に上げていくことが出来れば、一つの政策決定プロセスの可能性を示すものとなり、社会に大きな効果をもたらすと期待できる。

### 2-2-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に貢献したと評価する。

「統合評価モデル」は技術的対応側面と社会構造の変革を統合するものとして、領域設定の問題解決に資すると考えられる。しかしながら、東近江市での実践事例のようなモデルを、他地域においても社会構造の変革に結び付け、CO<sub>2</sub>削減を図る方法論と具体策の策定につながるように、より実用性を高めることが必要と考える。

モデル提示はできており、実態的には大きな貢献をしているが、他地域で応用するための注意点を十分に提示できておらず、一般的な方法論の提示（つまり汎用的なマニュアルの整備）に至っていないのが残念である。実現シナリオにおいては、うまくいったことだけでなく、合意形成において困難に直面したことなどをもっと素直に記載し、困難をどのようにして克服してきたのかの過程を詳細に記載すれば、多くの地域における実践に大きな貢献ができるのではないかと考える。

ここで得られた成果の社会への展開手法に関して、さらに他の地域と相対的に比較した普遍性の検証が望まれる。例えば、「ひがしおうみ環境円卓会議」の委員を各分野のキーパーソンによる構成とすることの妥当性の客観的な評価や、地域の特性を踏まえた住民を含めることの効果等、地域主体の自然共生社会形成に役立つ実践モデルの実現の要因や条件を明らかにすることが求められる。

欧州では、それぞれに社会を巻き込んだ地域運営の方法を確立している国は多い。一方で、日本は中央行政の力が強いため地域住民の地域づくりが遅れている。その点から、本プロジェクトでは日本型の住民参加型の提案がなされている。欧州各国でも統合評価モデルを使っているところもあり、国際的にも興味深い比較が出来る。また、本プロジェクトの方法は、低炭素社会の発展が望まれているアジア諸国においても、JSTの地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）などによって地域計画への応用が進められており、国際的にも先導的な試みであると言える。

### 2-2-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

5つのグループによる実施体制、研究者の構成は適正に組み立てられており、メンバー構成が多様である点は評価できる。テーマ内の連携、行政での実践とそれの中での市民との連携については十分に組み込まれている。ただし、取り組み方の必然性・妥当性が示されていない。より地域に根ざした視点を入れる工夫があれば、運営の中心がほぼ行政セクターとなっている点も改善できたのではないかと思われる。

滋賀県は人口も多く、地域資源として琵琶湖という水源や山林、農産物等が十分にあり、近辺に大阪・京都などの都市を控えて経済規模もそれなりにある。また、多くの大学や行政機関・研究所には人材も多い。こうした好条件下ではあるが、本プロジェクトはこのような豊富な人的資源を適切に組み合わせて進められていると評価される。中核メンバーに大学関係者・行政関係者が多く、確実な推進体制ができている。ここにもう少し地域の特性を踏まえた住民からの参加があっても良かったのではないか。

実際には取り組みの中でいくつかの問題が生じていたことの報告があったが、それについて適切に対応し推進体制を調整していたものと思われる。

一つの完結したモデルとして、領域が目指すべき方向性を具体的に示した点で貢献は大きい。特に、黒田プロジェクトとの交流は、狙いは同じであるが方法論の進め方が異なっているため、相互に刺激があったと思われる。東近江市における温室効果ガス排出量の推計については、黒田プロジェクトが既存統計の活用によって試算したことに対して、異なったアプローチで実行しており、両者の接近方法を比較検討することによって、より実用性のある数量化分析が可能になると思われる。この意味において領域の活動への貢献度は高いものと判断する。

## 2-2-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費等）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、適切であると評価する。

統合評価モデルの開発と応用、その過程でのデータの集積、住民参加手法の適用で研究成果をあげており、またその研究過程や地域住民との会合構築を通じて多くの人材を育てているように見受けられる。研究者自身は、革新が求められている今の政策形成方法への代替案提示としての意義を強く認識している。

本プロジェクトに携わった若手の方々が、他での実践に活躍できるかどうか、あるいはそのための方法論の研究に発展できるかが重要であり、今後の成果の活用・展開や人材育成には課題があるが、研究実施体制の規模、研究陣容等から、投入された資源に見合ったものであり適切と判断される。

## 2-2-2-6. 特記事項

今、世界全体が自然環境の制約と過度の経済至上主義から閉塞状況にあり、自然資源をベースにした実体経済主体の社会運営に変わろうとして「グリーン経済」などの道を模索している。トップダウンの政策転換が遅々として進まなければ、地域からの発想と行動での積み上げが社会改革をもたらす可能性は高い。そうしたときに、本プロジェクトで得られた知見により、解決されていない、あるいは今後予測される社会の問題に対し、地域社

会を変革させるためのモデルとして、大きな貢献が期待できる。

「ひがしおうみ環境円卓会議」等の会議・ワークショップ等で問題となった事項や主要点を挙げることは重要だが、東近江市での今後の取り組みについての具体的提言の記述が報告書等に見られない。「ひがしおうみ環境円卓会議」で挙げられた重要な要素は誰がどのようにして導いたのか、その議論のロードマップや方法論を明示するとよかったのではないかな。また、先行して行われている「小舟木エコ村」や「S集落」等、他の様々な地域での自然共生社会を共有するための取り組みの実践結果に立脚し、今後、東近江市をはじめ他地域でのモデル作りの取り組みにもフィードバックし、取り入れることが重要と思われる。今後も滋賀県琵琶湖環境科学研究センターが組織的に関与するのであれば、この研究開発成果を市民レベルから政策に提言し、実施させるための具体策を策定し、実行していくことが必要と考える。

実際に本研究開発成果をより有効に社会へ展開していくためには、行政内部における環境関連部局の位置づけや他のセクターとの連携、および住民との関わり方についてより詰めて検討を行い、方向性を提示する必要がある。これを行うためには、さらに地域住民主体の話し合いを十分に積み重ねて社会実験などの形で様々な取り組みを行い、実証的に検討する必要があると考える。

社会技術研究開発センターにおける取り組みが、国の政策にどのように反映してきているのかについての具体的な説明が必要となるだろう。このような研究事例を社会に広く伝えるための活動にも、力を入れていただきたい。

## 検討経緯

### 平成24年度第1回「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」評価委員会

平成24年7月30日

議事：

1. 評価の進め方について
2. 評価対象課題プレゼンテーション
3. 総合討論

### 平成24年度第2回「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」評価委員会

平成24年8月28日

議事：

1. 評価委員会報告書について
2. 総合評価について

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達

(平成17年 7月 8日 平成17年達第91号)  
 改正 (平成18年11月22日 平成18年達第99号)  
 改正 (平成19年 1月24日 平成19年達第 4号)  
 改正 (平成19年 4月11日 平成19年達第72号)  
 改正 (平成19年 6月13日 平成19年達第80号)  
 改正 (平成19年11月28日 平成19年達第124号)  
 改正 (平成20年 3月26日 平成20年達第27号)  
 改正 (平成22年 6月23日 平成22年達第105号)  
 改正 (平成23年 3月28日 平成22年達第53号)  
 改正 (平成23年 4月20日 平成22年達第112号)  
 改正 (平成23年 5月25日 平成22年達第115号)  
 改正 (平成24年 3月30日 平成24年達第57号)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 研究開発領域に係る評価
  - 第1節 研究開発領域の評価
  - 第2節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価
  - 第3節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
  - 第4節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価
- 第3章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価
  - 第1節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価
  - 第2節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
  - 第3節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第4章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価
  - 第1節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価
  - 第2節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
  - 第3節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第5章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価
- 第6章 評価方法等の周知、改善等

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、事業に係る評価実施に関する達（平成15年達第44号）に定めるもののほか、同達第4条第2号の規定に基づき、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国または社会技術研究開発センター（以下「センター」という。）が定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で

公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第3条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他センターが利害関係者と判断した場合  
(評価の担当部室)

第4条 この達における評価の事務は、センター企画運営室が行う。

## 第2章 研究開発領域に係る評価

### 第1節 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第5条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価  
研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。
- (2) 中間評価  
研究開発領域の期間が5年を超える場合に、研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価  
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第6条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発領域
    - a 第2条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。
    - b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
    - c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。

イ 領域総括

- a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
- b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という。）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。

(3) 評価者

社会技術研究開発主監会議（以下「会議」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

(中間評価)

第7条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則（平成17年規則第70号）第5条に規定する研究開発領域毎に設置する評価委員会（以下「領域評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第8条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域の目標の達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き



領域評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

## 第2節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価 (評価の実施時期)

第9条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価  
研究開発プログラムの設定前に実施する。
- (2) 中間評価  
研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価  
研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第10条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事前評価)

第11条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プログラム
    - a 第6条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。
    - b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。
    - c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。
- (3) 評価者  
会議が行う。
- (4) 評価の手続き  
センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第6条に定める研究開発領域の事前評価に含めて会議が評価を行う。

(中間評価)

第12条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的  
研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及び

センターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第13条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラムの達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価  
(評価の実施時期)

第14条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。

(4) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第15条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

a 第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発提案であること。

b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第16条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第17条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性

ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況

エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第18条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究開発領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

#### 第4節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価

##### (評価の実施時期)

第19条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価  
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価  
プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

##### (事前評価)

第20条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア プロジェクト企画調査  
第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。
  - イ 研究代表者  
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。
  - ウ プロジェクト企画調査計画  
定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者  
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。  
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

##### (事後評価)

第21条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的  
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況
  - イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

### 第3章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価

#### 第1節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第22条 問題解決型サービス科学研究開発プログラム（以下「サービス科学プログラム」という。）の評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第23条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則第8条に規定するサービス科学プログラムの評価委員会（以下「サービス科学プログラム評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

サービス科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

#### 第2節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第24条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価  
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価  
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価  
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第25条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プロジェクト
    - a サービス科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
    - b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。
  - イ 研究代表者  
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
  - ウ 研究開発計画  
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者  
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。  
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。  
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第26条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的  
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
  - イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況
  - ウ その他  
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の

水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

- (3) 評価者  
サービス科学プログラム評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き  
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第27条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的  
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）
  - イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）
  - ウ その他  
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
  - ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
  - イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
  - ウ 評価は、サービス科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

### 第3節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第28条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第29条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的  
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準



ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

#### 第4章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価

##### 第1節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第30条 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム（以下「政策のための科学プログラム」という。）の評価は、政策のための科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第31条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則第10条に規定する政策のための科学プログラムの評価委員会（以下「政策のための科学プログラム評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

政策のための科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

##### 第2節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第32条 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次

の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価  
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価  
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価  
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第33条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プロジェクト  
政策のための科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
  - イ 研究代表者  
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
  - ウ 研究開発計画  
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者  
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。  
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。  
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第34条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的  
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
  - イ 政策のための科学プログラムの目的達成への貢献状況
  - ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者  
政策のための科学プログラム評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き  
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第35条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的  
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準  
ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、科学技術イノベーション政策形成への波及効果）  
イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果  
ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者  
外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き  
ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。  
イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。  
ウ 評価は、政策のための科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

### 第3節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第36条 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第37条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的  
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

## 第5章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価

### (評価の実施時期)

第38条 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

### (事前評価)

第39条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の対象

a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。

b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。

c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること

イ 実装責任者

実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 実装計画

a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。

b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。

c 適切な実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第40条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の目標の達成状況

イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第41条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装の継続的な実施状況や発展状況

イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

## 第6章 評価方法等の周知、改善等

(被評価者への周知)

第42条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第43条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

## 第7章 雑則

(その他)

第44条 この達に定めるもののほか、社会技術研究開発事業に係る課題評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この達は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則（平成18年11月22日 平成18年達第99号）

この達は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則（平成19年1月24日 平成19年達第4号）

この達は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年4月11日 平成19年達第72号）

この達は、平成19年4月11日から施行する。

附 則（平成19年6月13日 平成19年達第80号）

この達は、平成19年6月13日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成19年5月1日より適用する。

附 則（平成19年11月28日 平成19年達第124号）

この達は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成20年3月26日 平成20年達第27号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日 平成22年達第105号）

この達は、平成22年6月23日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成22年4月28日より適用する。

附 則（平成23年3月28日 平成23年達第53号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月20日 平成23年達第112号）

この達は、平成23年4月20日から施行する。

附 則（平成23年5月25日 平成23年達第115号）

この達は、平成23年5月25日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 平成24年達第57号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。